手続き全体の運用フロー

提案者	大阪狭山市	登録まちづくり協議会（準備会）

地区まちづくり step1（検討案の発意・関係者による調整段階「登録まちづくり協議会の設置」）

- 制度及び手続の把握
- たたき案の作成、各主体の意向確認、事業方針の検討　など

- 登録まちづくり準備会設置届の受理
- 相談、支援、助言、協議、情報提供

登録まちづくり準備会の設置

- 地区まちづくりの実現に向けた登録まちづくり協議会への認定登録を目的とする地区まちづくり団体。
- 関連計画、関連法及び制度等に関する理解を深めるとともに、地区まちづくりの実現に向けた検討・協議等に取り組む。

- **意見照会申請書**の提出

- 意見照会申請書の受理
- **意見照会回答書**の送付

- 意見を踏まえた計画推進の検討

提案者が地区や土地所有者の同意を取得する前の計画初期段階から、市、自治会、土地所有者等との協議調整を十分に行うこと。

地区まちづくり step２（検討案の精査・地区住民の合意形成等の推進段階「都市計画提案に係る事前相談」）

- 登録まちづくり協議会の認定登録
- 相談、支援、助言、連携、協議
- 市はオブザーバーとして参加することが可能

登録まちづくり協議会の設置

- 関連計画に即した地区まちづくりの推進が目的
- 対象地区の面積が 5,000 ㎡以上
- 対象地区の土地所有者の３分の２以上が構成員
- 同区域対象の登録まちづくり協議会が他にない
- 対象地区の土地所有者、自治会の代表者、関係地域の自治会代表者等により構成

などを要件とする。

地区主導の場合は、めざすべき**地区方針**・実現手法（地区計画・区画整理 等）の検討、提案者の公募　などが可能

地区住民と市、関係機関及び提案者等との協議調整機能を持つ組織であるとともに、地区住民の代表組織であることから、構成員以外の対象地区における土地所有者等からの意見も聴取し、地区住民の意向の形成に努めるものとする。

登録まちづくり協議会がめざすべき地区方針を定め、市の認定登録を受け、市 HP 等で公表することが可能。（一定の条件あり）

登録まちづくり協議会の選任・事前相談書の提出

※**登録まちづくり協議会**の選任が必要。
※**意見照会回答書（Step1）**を踏まえた検討案が必要。

総会等による提案者の選任
（検討内容・事業予定者を踏まえて）

事前相談書の受付
庁内意見照会、関係組織（大阪府等）調整

事前相談に対する意見書の送付

- 選任後、提案者はオブザーバーとして、登録まちづくり協議会の取組みに参加可能

計画案の精査、地区の合意形成の推進

●地区まちづくり周知計画書に基づき関係住民への説明会（提案者が主体となり、説明会等を実施。説明方法市及び登録まちづくり協議会との協議による。）
※必要に応じて個別対応及び複数回の説明会を実施。

●地区住民の合意形成の推進等、市からの事前相談に対する意見書への対応。
※市の指示事項への対応、必要書類及びこれまでの協議経過の提出。
※土地所有者等の **３分の２以上の同意**（都市計画法第２９条の規定に基づく開発許可が伴う事業の場合は、**提案書の提出まで**に**全土地所有者等の同意**が必要。）

- 必要書類の作成、提出
- 大阪府協議に向けた計画の精査

大阪府協議を見据えた打合わせ
※計画初期段階でも適宜相談が必要。

地区まちづくり step３（都市計画提案による手続き段階「都市計画提案・都市計画の決定・変更」）

登録まちづくり協議会の選任・提案書の提出

※法に基づく提案要件を満たすことが必要。
※意見書（事前相談）を踏まえた計画素案が必要。
※土地所有者等の **３分の２以上の同意**
※都市計画法第２９条に基づく開発許可が伴う事業の場合は、**全土地所有者等の同意**が必要。
※**登録まちづくり協議会**の選任が必要。

総会等による　提案者の選任
（計画内容・事業予定者を踏まえて）

法に基づく提案要件の確認
総合的な検討及び判断に関する事項の確認
関係組織協議

提案書の受付
※提案要件を満たさない場合は返却

大阪狭山市都市計画提案検討会議による都市計画決定・変更の必要性についての判断

必要とする場合

必要としない場合

審議会として提案を是とする場合

都市計画審議会

必要としない場合

非決定を通知する

地区の合意形成の状況については、登録まちづくり協議会の議決に基づく意見書をもって判断。

提案書の内容
①都市計画の素案
②同意に関する書類
③提案者の資格に関する書類
④市の判断に必要な書類（地区計画の概要・地区計画の方針・地区整備計画、建築条例案等を含む）
⑤事業実施予定時期等に関する書類等

都市計画決定・変更に向けた各種手続き

手続きの内容
① 大阪府との下協議及び事前協議（意見照会）
② 計画素案の公告・縦覧（法１６条第２項）※２週間
③ 説明会・公聴会・パブコメ等　※必要に応じて
④ 計画原案の作成（法２１条の３）
⑤ 大阪府との本協議
⑥ 計画案の公告縦覧（法１７条第１項）※２週間

都市計画審議会

都市計画（地区計画）の決定又は変更

必要な許認可等手続きを経て、事業実施、建築条例の制定。

開発事業の完了（法３６条に基づく完了検査）

認定登録の取り消し

登録まちづくり協議会の解散届の提出

凡例	都市計画提案制度に係る手続き	地区まちづくり推進要領に係る手続き	地区の合意形成（説明会、協議調整等）